

改正

平成19年12月11日条例第66号
平成24年3月6日条例第22号
平成30年3月6日条例第34号
以後改正なし

目次

前文

- 第1章 総則（第1条 第5条）
- 第2章 総合的施策の展開（第6条 第12条）
- 第3章 地域風景資産（第13条 第18条）
- 第4章 界わい宣言（第19条 第21条）
- 第5章 風景づくり活動団体等（第22条 第24条）
- 第6章 風景づくりの基準（第25条）
- 第7章 風景づくり重点区域（第26条 第28条）
- 第8章 行為の規制等（第29条 第34条）
- 第9章 世田谷区風景づくり委員会等（第35条 第37条）
- 第10章 雑則（第38条）

附則

私たちのまち世田谷は、武蔵野台地に広がる成熟した住宅地、豊かに流れる多摩川、多摩川から野川沿いに続く緑の国分寺崖(がい)線、世田谷の原風景とも言える農の風景、歴史が織り込まれたまち、にぎわいのあるまちなど人々の生活や文化に根差した個性的で、多様な都市風景を形づくっている。

風景は、風土と文化や歴史の表れであり、そこに生活する人々によって創造され、受け継がれてきたものである。それゆえ風景は、そこに生活する人々のまちへの愛着を深め、地域の個性や価値観を形成するものであり、そこに生活する人々の貴重な共有の財産である。

世田谷においては、旧玉川村における全円耕地整理事業、成城に代表される住宅地の開発など、世田谷の将来を見据えた先人たちの取組によって築かれた緑豊かな住宅地としての風景を受け継ぐとともに、昭和50年以降は、様々な機会を通して、子どもたちも含めた多くの区民や事業者の参画により、風景づくりを進めてきた。今後も、次代を担う子どもたちがふるさと世田谷に愛着と誇りを持てるように、更に風景づくりを進めていくことが、私たちの役割である。

ここに、区民、事業者及び区は連帯し、かつ、協働して、先人たちがはぐくんできた自然や歴史的、文化的遺産を継承しつつ、新たな都市風景を形成し、創造していくことを確認し、風景づくりを進めることを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制その他の風景づくりに関して必要な事項を定めることにより、風景づくりを総合的かつ計画的に進め、もって区民1人1人が愛着と誇りを持てるような魅力あるまちの形成を図ることを目的とする。

一部改正〔平成19年条例66号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 風景づくり 地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り、育て、又はつくることをいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 建築物等 建築物及び工作物（建築物を除く。以下同じ。）をいう。
- (4) 建設行為等 法第16条第1項各号に掲げる行為をいう。
- (5) 屋外広告物等 次に掲げる広告物をいう。

ア 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）

イ 建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。以下「開口部等」という。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接ちょう付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物

ウ 開口部等の内側において直接又は間接に建築物に定着させる広告物で、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

- (6) 区民 区内に住所を有する者及び区内の土地又は建築物等に関する権利を有する者をいう。
 - (7) 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。
- 一部改正〔平成19年条例66号〕

（区民の責務）

第3条 区民は、自らが風景づくりの主体であることを認識し、積極的に風景づくりに努めなければならない。

2 区民は、風景づくりの妨げになる行為を行わないよう努めなければならない。

3 区民は、区と協力して風景づくりの推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業活動の実施に当たっては、風景づくりの妨げになる行為を行わないよう努めなければならない。

2 事業者のうち、建築物等の設計若しくは施工を業として行うもの又は土地若しくは建築物等の販売若しくは賃貸を業として行うものは、事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活用し、積極的に風景づくりに努めなければならない。

3 事業者は、区と協力して風景づくりの推進に努めなければならない。

一部改正〔平成19年条例66号〕

（区の責務）

第5条 区は、この条例の目的を達成するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 区は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、区民及び事業者（以下「区民等」という。）の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

第2章 総合的施策の展開

（風景づくり計画の策定）

第6条 区長は、風景づくりを推進するため、風景づくり計画を策定するものとする。

2 風景づくり計画には、法第8条第1項に規定する景観計画として、同条第2項の規定に基づく事項を定めるものとする。

3 風景づくり計画には、前項に定めるもののほか、風景づくりの施策に関する事項を定めるものとする。

4 区長は、風景づくり計画を策定しようとするときは、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ第35条に規定する世田谷区風景づくり委員会の意見を聴かななければならない。

5 区長は、風景づくり計画を策定したときは、これを告示しなければならない。

6 前2項の規定は、風景づくり計画の変更について準用する。

一部改正〔平成19年条例66号〕

(施策の調整等)

第7条 区長は、この条例に基づく施策と風景づくりに関連する他の条例等に基づく施策との調整を図るものとする。

2 区長は、風景づくりに資するよう、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法、屋外広告物法その他の風景づくりに関連する法令に基づく諸制度の活用を努めるものとする。

一部改正〔平成19年条例66号〕

(公共施設の風景づくり)

第8条 区は、風景づくりを推進するため、公共施設(公共事業により整備される施設をいう。以下同じ。)を整備するときは、周辺との調整を行い、総合的かつ計画的な整備を図るものとする。

2 前項に定めるもののほか、区は、公共施設を整備するときは、風景づくりにおいて先導的役割を果たさなければならない。

3 区長は、公共施設に係る風景づくりについて配慮すべき事項を示した指針(以下「公共施設風景づくり指針」という。)を風景づくり計画に定めるものとする。

4 区は、公共施設に係る風景づくりに当たっては、この条例に定めるもののほか、法第19条の規定による景観重要建造物の指定、法第28条の規定による景観重要樹木の指定その他の法に規定する制度を活用するよう努めるものとする。

一部改正〔平成19年条例66号〕

(風景づくりのガイドライン)

第8条の2 区長は、風景づくりを推進するため必要があると認めるときは、第6条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定により定めた事項に関して風景づくりのガイドライン(風景づくり計画に基づいた取組に関する指標をいう。以下同じ。)を策定するものとする。

2 区長は、風景づくりのガイドラインを策定したときは、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、風景づくりのガイドラインの変更(軽微なものを除く。)及び廃止について準用する。

(国等に対する要請)

第9条 区長は、国、他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)が公共施設を整備するときは、公共施設風景づくり指針その他の風景づくり計画に定める事項及び風景づくりのガイドラインと整合するよう要請するものとする。

2 前項に定めるもののほか、区長は、風景づくりのため必要があると認めるときは、国等に対し、風景づくりについて協力を要請するものとする。

一部改正〔平成19年条例66号〕

(都又は関係区市との連携)

第10条 区は、市街地が区の区域の範囲を超えて連続し、地域として一体的な景観を形成する場合があること等を認識し、東京都(以下「都」という。)又は関係区市との適切な役割分担のもとに、風景づくりを進めるものとする。

2 区長は、区の区域における風景づくりを推進する上で、当該区域の範囲を超える地域において一体的に取り組むことが効果的であると認める場合は、都又は関係区市の長に対し、協議を求めることができる。

3 区長は、都又は関係区市の長から、風景づくりの推進のために必要な協議を求められた場合には、これに応ずるものとする。

追加〔平成19年条例66号〕

(調査研究及び情報の提供)

第11条 区長は、風景づくりに関する調査研究並びに資料の収集及び整理を行うものとする。

2 区長は、区民等に対して、風景づくりに関する情報の提供に努めるものとする。

一部改正〔平成19年条例66号〕

(区民等との協働の機会)

第12条 区長は、区民等及び区が協働して風景づくりを推進するため、次に掲げる機会を設けるものとする。

(1) 区民等及び区が、風景づくりに関して意見を交換する機会

(2) 区民等及び区が、風景づくりに関して学習する機会

(3) 区民等及び区が、風景づくりに関する施策について評価点検する機会

一部改正〔平成19年条例66号〕

第3章 地域風景資産

(地域風景資産の選定)

第13条 区長は、区民等が地域の個性や魅力を共有し、風景づくりを推進する手掛かりとなるよう、風景づくりに寄与している建築物等若しくは木竹又はこれらを含む区域その他規則で定めるものを、区民等の参加の下に、地域風景資産として選定することができる。

2 区長は、地域風景資産を選定したときは、その目録を作成し、公表しなければならない。

一部改正〔平成19年条例66号〕

(登録)

第14条 区長は、前条第1項の規定により選定した地域風景資産のうち、風景づくりの推進に寄与すると認められるものについて登録することができる。

2 区長は、地域風景資産を登録しようとするときは、当該地域風景資産の所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3 区長は、地域風景資産を登録したときは、当該地域風景資産の所有者等に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による登録の変更又は解除について準用する。

一部改正〔平成19年条例66号〕

(資産活用指針)

第15条 区長は、前条第1項の規定により登録した地域風景資産(以下「登録風景資産」という。)及びその周辺について、当該登録風景資産を生かした風景づくりを行うための指針(以下「資産活用指針」という。)を策定するものとする。

2 区長は、資産活用指針を策定しようとするときは、あらかじめ当該資産活用指針の対象となる区域内の土地又は建築物等の所有者等(登録風景資産の所有者等を含む。)の意見を聴かなければならない。

3 区長は、資産活用指針を策定したときは、これを公表しなければならない。

一部改正〔平成19年条例66号〕

(維持管理)

第16条 登録風景資産の所有者等は、当該登録風景資産の価値を尊重し、その維持及び管理に努めるものとする。

一部改正〔平成19年条例66号〕

(所有者等の変更)

第17条 登録風景資産の所有者等の変更があったときは、当該登録風景資産の新たな所有者等は、規則で定めるところにより、その旨を区長に届け出なければならない。

2 登録風景資産の所有者等は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を区長に届け出なければならない。

一部改正〔平成19年条例66号〕

(支援及び助成)

第18条 区長は、登録風景資産の所有者等に対して、その維持又は管理のために必要があると認めるときは、技術的支援、助成その他の措置を講ずることができる。

一部改正〔平成19年条例66号〕

第4章 界わい宣言

(界わい宣言の登録)

第19条 一定のまとまりのある区域内の土地又は建築物等の所有者等は、規則で定めるところにより、当該区域内において自主的に行う風景づくりに関して必要な事項を宣言することができる。

2 区長は、前項の規定により宣言した内容が風景づくりの推進に資すると認めるときは、当該宣言を界わい宣言として登録するものとする。

3 第15条第3項の規定は、界わい宣言の登録について準用する。

一部改正〔平成19年条例66号〕

(登録の変更及び解除)

第20条 前条第1項の規定による宣言(界わい宣言として登録されたものに限る。)をした者は、当該宣言の内容に変更があったときは、規則で定めるところにより、その変更した内容を区長に届け出なければならない。

2 区長は、界わい宣言の内容が風景づくりの推進に資すると認められなくなったときは、規則で定めるところにより、当該界わい宣言の登録を解除することができる。

一部改正〔平成19年条例66号〕

(支援及び助成)

第21条 区長は、界わい宣言の区域内の土地又は建築物等の所有者等に対して、当該区域内における風景づくりの推進に必要があると認めるときは、技術的支援、助成その他の措置を講ずることができる。

一部改正〔平成19年条例66号〕

第5章 風景づくり活動団体等

(風景づくり活動団体の登録)

第22条 区長は、規則で定めるところにより、風景づくりに関する自主的な活動を行う団体を、風景づくり活動団体として登録することができる。

2 第15条第3項の規定は、風景づくり活動団体の登録について準用する。

3 区長は、風景づくり活動団体の活動の内容その他登録事項に変更があったときは、第1項の規定による登録の内容を変更するものとする。

4 区長は、風景づくり活動団体の活動の内容が風景づくりの推進に資すると認められなくなったときは、規則で定めるところにより、当該風景づくり活動団体の登録を解除することができる。

一部改正〔平成19年条例66号〕

(支援及び助成)

第23条 区長は、風景づくり活動団体に対して、その活動を支援する必要があると認めるときは、技術的支援、助成その他の措置を講ずることができる。

一部改正〔平成19年条例66号〕

(表彰)

第24条 区長は、風景づくりの推進に関し、優れた功績があったと認める者を表彰することができる。

2 区長は、前項の規定による表彰を行おうとするときは、あらかじめ第35条に規定する世田谷区風景づくり委員会の意見を聴かななければならない。

一部改正〔平成19年条例66号〕

第6章 風景づくりの基準

全部改正〔平成19年条例66号〕

(風景づくりの基準の策定)

第25条 区長は、法第8条第4項第2号に規定する規制又は措置の基準として、風景づくりの基準を風景づくり計画に定めるものとする。

2 区長は、風景づくりの基準の策定又は変更をしようとするときは、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成19年条例66号〕、一部改正〔平成24年条例22号〕

第7章 風景づくり重点区域

全部改正〔平成19年条例66号〕

(風景づくり重点区域)

第26条 区長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域(以下「景観計画区域」という。)内において、風景づくりを重点的に推進する必要があると認める区域を、風景づくり重点区域として風景づくり計画に定めることができる。

2 風景づくり重点区域は、次条に規定する水と緑の風景軸及び第28条に規定する界わい形成地区とする。

3 前条第2項の規定は、風景づくり重点区域の指定、変更又は廃止について準用する。

全部改正〔平成19年条例66号〕

(風景軸)

第27条 区長は、多摩川及び国分寺崖(がい)線並びにそれらの周辺の区域のうち、風景づくりを重点的に推進する必要があると認めるものを、水と緑の風景軸(以下「風景軸」という。)として定めることができる。

全部改正〔平成19年条例66号〕

(界わい形成地区)

第28条 区長は、風景軸以外の区域で、風景づくりを重点的に推進する必要があると認めるものを、界わい形成地区として定めることができる。

全部改正〔平成19年条例66号〕

第8章 行為の規制等

全部改正〔平成19年条例66号〕

(届出事項等)

第29条 建設行為等をしようとする者は、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の伐採

(3) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆(たい)積

3 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 農業を営むために行う土地の形質の変更

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積で次に掲げるもの

ア 農業を営むために行うもの

イ 堆(たい)積の期間が30日を超えて継続しないもの

(4) 建設行為等(法第16条第1項第2号に掲げる行為にあっては、規則で定める工作物に係る

行為に限る。)で、規則で定める規模以下のもの

4 前項第4号の規則で定める規模は、景観計画区域内において定められた区域ごとに定めることができる。

全部改正〔平成19年条例66号〕

(特定届出対象行為)

第30条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

全部改正〔平成19年条例66号〕

(建設行為等に関する情報提供)

第31条 第29条の規定による届出を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ地域住民に対し、当該建設行為等についての風景づくりに関する情報を掲示、説明会その他の方法により提供しなければならない。

全部改正〔平成19年条例66号〕

(屋外広告物等に関する協議)

第31条の2 次に掲げる行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に屋外広告物等による風景づくりについて、協議を行わなければならない。

- (1) 東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第8条、第15条又は第16条の規定による許可の申請(規則で定める区域において表示し、又は設置する規則で定める規模の屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件に係るものに限る。以下「屋外広告物許可申請」という。)
- (2) 東京都屋外広告物条例第27条第1項の規定による許可の申請(規則で定める区域において表示の内容に変更を加え、改造し、又は移転する規則で定める規模の屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件に係るものに限る。以下「屋外広告物変更許可申請」という。)

2 前項の協議を行った者は、当該協議に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、区長に変更の協議を行わなければならない。

(完了の報告)

第31条の3 次に掲げる行為を行う者は、当該行為が完了したときは、規則で定めるところにより、区長に完了の報告をしなければならない。

- (1) 法第16条第5項の規定による通知に係る建設行為等
- (2) 第29条第1項の規定による届出に係る建設行為等
- (3) 前条第1項の協議(同項第1号の規定による協議に限る。)に係る屋外広告物等の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- (4) 前条第1項の協議(同項第2号の規定による協議に限る。)に係る屋外広告物等の表示の内容の変更又は屋外広告物若しくは屋外広告物を掲出する物件の改造若しくは移転

(指導)

第32条 区長は、風景づくり計画において法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置をとるよう指導することができる。

2 区長は、第31条の2の規定による協議を行わずに屋外広告物許可申請又は屋外広告物変更許可申請をした者に対し、協議を行うよう指導することができる。

全部改正〔平成19年条例66号〕、一部改正〔平成24年条例22号〕

(勧告の手続等)

第33条 区長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、第35条に規定する世田谷区風景づくり委員会の意見を聴かななければならない。

2 区長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 区長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者に意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

全部改正〔平成19年条例66号〕

(変更命令等の手続)

第34条 区長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ次条に規定する世田谷区風景づくり委員会の意見を聴かななければならない。

全部改正〔平成19年条例66号〕

第9章 世田谷区風景づくり委員会等

(世田谷区風景づくり委員会)

第35条 風景づくりに関する重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区風景づくり委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、第6条第4項、第24条第2項、第33条第1項及び第34条の規定により定められた事項並びに次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 法第11条の規定による景観計画の策定又は変更の提案に関すること。

(2) 法第19条の規定による景観重要建造物の指定、法第22条の規定による現状変更の規制、法第23条の規定による原状回復命令等及び法第27条の規定による指定の解除に関すること。

(3) 法第28条の規定による景観重要樹木の指定、法第31条の規定による現状変更の規制、法第32条の規定による原状回復命令等及び法第35条の規定による指定の解除に関すること。

(4) 法第63条の規定による計画の認定に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めること。

3 委員会は、区民及び学識経験者のうちから、区長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成19年条例66号〕

(せたがや風景デザイナー)

第36条 区長は、風景づくりを推進するため、風景づくりに関して専門的知識を有する者を、せたがや風景デザイナーとして置くことができる。

2 せたがや風景デザイナーは、建設行為等及び屋外広告物等に係る技術的指導、助言等に関する業務を行うものとする。

3 せたがや風景デザイナーに関し必要な事項は、区長が別に定める。

追加〔平成19年条例66号〕

(風景づくりアドバイザー)

第37条 区長は、区民等との協働による風景づくりを推進するため、風景づくりに関して専門的知識を有する者を、風景づくりアドバイザーとして置くことができる。

2 風景づくりアドバイザーは、区民等が自主的に行う風景づくりを支援する業務を行うものとする。

3 風景づくりアドバイザーに関し必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔平成19年条例66号〕

第10章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第4章、第21条、第22条、第32条から第35条まで及び第37条の規定は、公布の日から起算して1年10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成12年12月規則第153号で、同13年1月10日から施行）

附 則（平成19年12月11日条例第66号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の世田谷区風景づくり条例（以下「旧条例」という。）第32条の規定により届け出られた同条に規定する特定の建設行為等については、これに係る旧条例の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この条例による改正後の世田谷区風景づくり条例（以下「新条例」という。）第6条の規定による風景づくり計画の策定の手続その他の行為については、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。
- 4 新条例第6条の規定による風景づくり計画の策定前においては、景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項に規定する景観行政団体としての区の同法第8条の景観計画は、東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）に規定する景観計画とする。

附 則（平成24年3月6日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月6日条例第34号）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に1号を加える改正規定、第7条第2項の改正規定、第31条の次に2条を加える改正規定（第31条の2並びに第31条の3第3号及び第4号に係る部分に限る。）、第32条に1項を加える改正規定及び第36条第2項の改正規定は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第31条の3第1号及び第2号の規定は、施行日以後に景観法（平成16年法律第110号）第16条第5項の規定による通知又は第29条第1項の規定による届出を行った者について適用する。